

## 千代田区文化財関係資料取扱要綱（抄）

令和3年3月10日付2千地文振発第342号

改正 令和3年6月30日付3千地文振発第150号

### 第6章 特別利用

（特別利用の許可）

第29条 教育委員会は、学術上の調査若しくは研究の目的又は区の歴史と文化の継承に寄与する目的であると認められたとき、収蔵資料等の特別利用を許可することができる。ただし、特別利用のうち、寄託資料の公開又は掲載を希望する場合には、寄託資料利用承諾書（第6号様式）をもって、寄託者の承諾を得なければならない。

2 前項の許可は、当該許可に係る収蔵資料等が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしないものとする。

- （1）主目的が営利であるとき。ただし、区の歴史と文化の継承につながるものは、資料点数10点以内で許可することができる。
- （2）特別利用により保存上支障があると認められるとき。
- （3）著作権者の承諾が得られないとき。
- （4）教育普及事業等の他の業務に支障をきたすとき。
- （5）公共の福祉を阻害するおそれがあるとき。
- （6）その他、教育委員会が特別利用することが適当でないとき。

（閲覧等の手続）

第30条 特別利用のうち、閲覧等を希望する者は、原則として利用予定日の2週間前までに資料閲覧・複写等申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（閲覧等の条件）

第31条 閲覧等をする者は、以下の行為を遵守しなければならない。

- （1）筆記用具は、鉛筆に限ること。
- （2）収蔵資料等に字や線等の書き込みをしないこと。
- （3）収蔵資料等その他資料の取扱いは慎重に行い、万一破損した場合には、職員に申し出ること。
- （4）収蔵資料等の複写は、原則として写真撮影によることとし、当該複写をしようとする者が持参した写真機で自ら行うこと。
- （5）文化財行政を所管する課長又はその者が指定した者の立会いのもと、指定した場所で行う。

（公開又は掲載の手続）

第32条 特別利用のうち、公開又は掲載を希望する者は、原則として利用予定日の2週間前

までに写真資料等公開・掲載許可申請書（第 11 号様式）を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項による申請を許可したときは、写真資料等公開・掲載許可書（第 12 号様式）を発行するものとする。

（公開又は掲載の条件）

第 33 条 公開又は掲載をする者は、以下の行為を遵守しなければならない。

- （1）写真原板に係る著作権は、教育委員会に帰属させること。
- （2）公開又は掲載に際して、「千代田区教育委員会所蔵」、「千代田区教育委員会寄託」又は「千代田区教育委員会提供」の旨を明記すること。
- （3）人権を侵害しないよう配慮すること。
- （4）番組の放映後、あるいは出版物等の出版後、成果物 1 部を速やかに教育委員会に寄贈すること。
- （5）申請した利用目的以外の利用（二次利用）をしないこと。